

交通死亡事故多発警報の概要

1 目的

交通死亡事故が一定期間に集中して発生した場合に、知事名で「交通死亡事故多発警報」を発令し、県民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通死亡事故抑止のための諸対策を速やかに講じる。

2 内容

「交通死亡事故抑止緊急対策事業実施要綱」により、交通死亡事故多発警報を発令し、交通死亡事故抑止緊急対策を積極的に展開する。

(1) 警報の種類

- ア 全県警報 県下全域を指定して発令する。
- イ 地域警報 地域毎（県北，県央，鹿行，県南，県西）に指定して発令する。
- ウ 高齢者警報 高齢者の交通死亡事故が多発した場合に、県下全域を指定して発令する。
(H25年10月1日改正施行)

(2) 警報の発令基準（10日間の死亡事故件数）

全県警報	高齢者警報	地域警報				
		県北地域	県央地域	鹿行地域	県南地域	県西地域
9件	6件	4件	4件	4件	5件	5件

※H25年10月1日改正施行…全県警報の発令基準改正（11件→9件），高齢者警報を創設

(3) 警報の発令期間

- ・発令の日から7日間（交通死亡事故が多発する傾向が継続している場合は期間延長可）

(4) 交通死亡事故抑止緊急対策

- ・新聞，ラジオ等広報媒体を活用し，交通事故防止を呼びかけ
- ・県警へり，広報車等による交通安全広報の実施
- ・横断幕の掲出，道路情報案内板への表示等
- ・交通指導，取締りの強化
- ・いばらきシルバー交通安全情報ネットワーク協議会の構成機関（※）に対し，直接高齢者への交通事故防止の呼びかけを行うよう要請（H25年10月1日改正で追加）
- ・高齢者警報発令期間においては，特に高齢者に重点を置いた交通安全広報を実施（同上）
 ※県社会福祉協議会，民生委員児童委員協議会，理容（美容業）生活衛生同業組合等の高齢者関係団体や高齢者と接する機会のある団体等（26団体）で構成

3 発令状況

年	発令期間	警報の種類
平成26年※ (2回)	1月15日～1月21日 10月31日～11月6日	高齢者 全県
平成25年 (3回)	7月11日～7月17日 11月17日～11月23日 11月20日～11月26日	全県 高齢者 全県
平成24年	発令なし	—
平成23年 (2回)	12月25日～12月29日 (29日～全県警報へ移行) 12月29日～H24年1月4日	県南 全県

(参考) H22：6回， H21：6回， H20：4回， H19：なし

※平成26年は10月31日現在